

## 道路に対する非課税のご案内

道路(セットバック部分を含む)として利用されている土地で、一定の要件を満たすものは、道路部分の固定資産税・都市計画税が非課税となります。(地方税法第 348 条第 2 項第 5 号及び第 702 条の 2 第 2 項)。

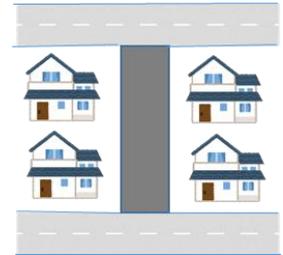
年内に申告いただいた方で、市で非課税の要件を満たすことを確認したものは、翌年度から非課税を適用します。

### 非課税となる対象

#### 1 以下の要件を満たす私道

※(1)～(6)の要件をすべて満たしているもの

- (1) 現況が公道から他の公道へ通り抜けができ、広く不特定多数の人に利用されていること
- (2) 舗装や側溝により敷地と分断されるなど、客観的に道路として認定できる形態を有すること
- (3) 通行を禁止する表示物や門扉・車止めなどの通行の障害物を設けていないこと
- (4) 他人に有料で貸しついたり、利用料の徴収を行っていないこと
- (5) 車両置場、植木鉢置場などの使用をしていないこと
- (6) 家屋建築敷地として含まれていないこと



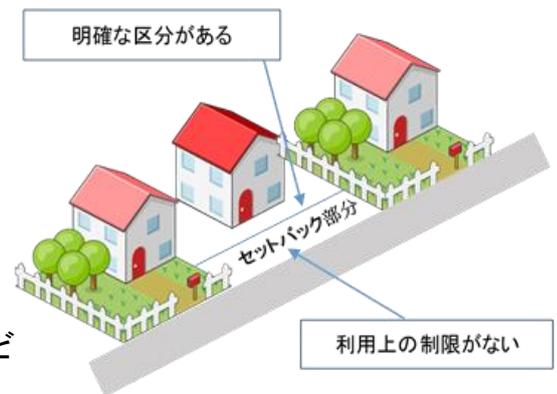
通り抜け私道

#### 2 セットバック(道路後退)部分

建築基準法の規定により設けられた道路の拡幅部分

※利用上の制約がなく(建築物の建築や門、塀、擁壁などは築造できない)、明確な区分(敷地とセットバック部分が客観的に分かる状態)があるもの

※明確な区分の例 L字側溝、線引き、舗装材料など



### 非課税の認定を受けたい場合は・・・

所有する物件が非課税に該当するかどうかについては、税務課固定資産税グループにお問い合わせください。

道路後退部分と敷地部分が登記簿上分かれていない場合、道路後退部分の場所や地積の判断ができません。道路後退部分の地積が分かる図面(地積測量図または求積図など)をご用意のうえ、申告してください。

※私道部分やセットバック部分が分筆されている場合は、地積測量図または求積図などの提出は必要ありません。

### 問合せ先

岩倉市役所税務課固定資産税グループ (0587)38-5806 内線 574・575